源泉徴収簿への記入例

令和４年分　給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	○○○○　株式会社	（フリガナ）あなたの氏名	ヤマカワ　タロウ 山川　太郎
神田	給与の支払者の法人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町 23 － 7
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）	東京都千代田区神田錦町３－３		

記載のしかたはこちら

保

（給与所得控除後の金額の算出表）

（九）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円	円	円	円
6,372,000	6,376,000	4,657,600	6,492,000	6,496,000	4,753,600
6,376,000	6,380,000	4,660,800	6,496,000	6,500,000	4,756,800
6,380,000	6,384,000	4,664,000	6,500,000	6,504,000	4,760,000
6,384,000	6,388,000	4,667,200	6,504,000	6,508,000	4,763,200
6,388,000	6,392,000	4,670,400	6,508,000	6,512,000	4,766,400
6,392,000	6,396,000	4,673,600	6,512,000	6,516,000	4,769,600
6,396,000	6,400,000	4,676,800	6,516,000	6,520,000	4,772,800
6,400,000	6,404,000	4,680,000	6,520,000	6,524,000	4,776,000
6,404,000	6,408,000	4,683,200	6,524,000	6,528,000	4,779,200
6,408,000	6,412,000	4,686,400	6,528,000	6,532,000	4,782,400
6,412,000	6,416,000	4,689,600	6,532,000	6,536,000	4,785,600
6,416,000	6,420,000	4,692,800	6,536,000	6,540,000	4,788,800
6,420,000	6,424,000	4,696,000	6,540,000	6,544,000	4,792,000
6,424,000	6,428,000	4,699,200	6,544,000	6,548,000	4,795,200
6,428,000	6,432,000	4,702,400	6,548,000	6,552,000	4,798,400

●この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

生命保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	あなたとの続柄	新・旧の区分	あなたが支年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額） (a)	給与の支払者の確認欄
●●生命	養老	10年	山川　太郎	山川　明子	妻	新・旧	(a) 25,000 円	
××生命	養老	10年	〃	〃	〃	新・旧	(a) 80,000	
						新・旧	(a)	
						新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 25,000 円							計（①＋②）	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 80,000 円								
介護医療保険料 (a)の金額の合計額 C 80,000 円								
●●生命	介護	10年	山川　太郎	山川　明子	妻		(a) 80,000 円	
							(a)	
							(a)	
個人年金保険料 ●●生命	○○年金	30年	山川　太郎	山川　太郎	本人	新・旧	(a) 90,000 円	
××生命	○○年金	30年	〃	山川　太郎	〃	新・旧	(a) 30,000	
						新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D 90,000 円							計（④＋⑤）	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 30,000 円								

計算式Ⅰ（新保険料等用）※ A、C又はDの金額	控除額の計算式	計算式Ⅱ（旧保険料等用）※ B又はEの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A、C又はDの金額	25,000円以下	B又はEの全額
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2＋10,000円	25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2＋12,500円
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4＋20,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4＋25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

旧長期損害保険料の金額	年齢	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたとの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが支年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額） Ⓐ	給与の支払者の確認欄
××火災		地震（建物）	5年	山川　太郎		地震・旧長期	42,000 円	
				〃	本人			
▲▲火災		積立傷害	20年	山川　太郎		地震・旧長期	14,800	
				〃	本人			

地震保険料控除

Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額	Ⓑ 42,000 円
Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額	Ⓒ 14,800 円
地震保険料控除額	Ⓑの金額 42,000 円 ＋ （Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、10,000円）※ Ⓒ × 1/2＋5,000 円）（最高15,000円） 12,400 円 （最高50,000円） 50,000 円

社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人 氏名	あなたとの続柄	あなたが本年中に支払った保険料の金額
				円
合計（控除額）				円

小規模企業共済等掛金控除

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	円

生命保険料控除額（㋓+㋔+㋕）（最高120,000円） 120,000 円

扶養控除等（異動）申告書の内容を基に「扶養控除等の申告」欄を記入します。

年末調整のしかた・年税額の計算・過不足額の精算

令和４年分　給与所得に対する源泉徴収簿

甲欄 乙欄

所属	経理課	職名	経理係長	住所	（郵便番号 176 －0006） 東京都練馬区栄町23－7	氏名	（フリガナ）ヤマカワ　タロウ 山川　太郎 （生年月日 明・大 昭 平・令 54 年 1 月 1 日）	整番	理号	8

区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料・手当等	1	1 20	590,000 円	90,093 円	499,907 円	5 人	8,420 円	円	8,420 円
	2	2 21	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
	3	3 22	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
	4	4 20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	5	5 20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	6	6 20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	7	7 20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	8	8 19	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	9	9 20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	10	10 20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
	11	11 21	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
	12	12 20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
	計		① 7,170,000	② 1,079,937	6,090,063		③ 109,860		
賞与等	6	6 10	900,000	136,575	763,425	5	（税率 12.252 %） 93,534		93,534
	12	12 26	900,000	138,375	761,625	5	（税率 — %）	過納 ▲153,594	▲153,594
							（税率 %）		
							（税率 %）		
	計		④ 1,800,000	⑤ 274,950	1,525,050		⑥ 93,534	▲153,594	

〈計算〉

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額　円

同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別	還付又は徴収した税額	差引残高	月別	還付又は徴収した税額	差引残高
	月	円	円	月	円	円

扶養控除等の申告	申告の有無	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族	老人扶養親族 同居老親等	その他	障害者等（該当するものを○で囲んでください。）	一般の障害者 本人・配・扶（ 人）・特別障害者 本人・配・扶（ 人）・同居特別障害者（ 人）・寡婦・ひとり親・勤労学生	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無
	有・無	当初	当初 1 人	当初 1 人	当初 1 人	当初 1 人	当初 1 人	当初 1 人		当初 人	有・無
		月 日 有・無	月 日 人	月 日 人	月 日 人	月 日 人	月 日 人	月 日 人		月 日 人	
		月 日 有・無	月 日 人	月 日 人	月 日 人	月 日 人	月 日 人	月 日 人			

区分		金額	税額
給料・手当等	①	7,170,000 円	③ 109,860 円
賞与等	④	1,800,000	⑥ 93,534
計	⑦	8,970,000	⑧ 203,394
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	7,020,000	
所得金額調整控除額（(⑦－8,500,000円)×10%、マイナスの場合は０）	⑩	（1円未満切上げ、最高150,000円） 47,000	
給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）（⑨－⑩）	⑪	6,973,000	
社会保険料等控除額 給与等からの控除分（②＋⑤）	⑫	1,354,887	
社会保険料等控除額 申告による社会保険料の控除分	⑬	0 （※1）	
社会保険料等控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	0 （※2）	
生命保険料の控除額	⑮	120,000	
地震保険料の控除額	⑯	50,000	
配偶者（特別）控除額	⑰	380,000 （※5）	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	1,860,000	
基礎控除額	⑲	480,000	
所得控除額の合計額（⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲）	⑳	4,244,887	
差引課税給与所得金額（⑪－⑳）及び算出所得税額	㉑	（1,000円未満切捨て） 2,728,000	㉒ 175,300
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額			㉓ 126,500
年調所得税額（㉒－㉓、マイナスの場合は０）			㉔ 48,800
年調年税額（㉔×102.1%）			㉕ （100円未満切捨て） 49,800
差引 超過額 又は 不足額（㉕－⑧）			㉖ 153,594
超過額の精算 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額			㉗
超過額の精算 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額			㉘
超過額の精算 差引還付する金額（㉖－㉗－㉘）			㉙ 153,594
超過額の精算 同上のうち 本年中に還付する金額			㉚ 153,594
超過額の精算 同上のうち 翌年において還付する金額			㉛
不足額の精算 本年最後の給与から徴収する金額			㉜
不足額の精算 翌年に繰り越して徴収する金額			㉝

所得金額調整控除の適用 有・無（※ 適用有の場合は⑩に記載）

配偶者の合計所得金額 400,000 円

旧長期損害保険料支払額 （ 14,800 円）

⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 （ —（※3）円）

⑬のうち国民年金保険料等の金額 （ —（※4）円）

国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm）に掲載している「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと、上記の計算等を簡単に行うことができます。

令和4年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 神田 税務署長

給与の支払者の名称（氏名）	○○○○株式会社
給与の支払者の法人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7
給与の支払者の所在地（住所）	東京都千代田区神田錦町３－３
（フリガナ）あなたの氏名	ヤマカワ　タロウ　山川　太郎
あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町 23 － 7

記載のしかたはこちら

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の欄に記載してください。
2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。）。
◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	（裏面「4①」を参照）6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		（裏面「4②」を参照）円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）		6,973,000 円

○ 控除額の計算

判定	☑ 900万円以下	(A)	48万円
	□ 900万円超　950万円以下	(B)	
	□ 950万円超　1,000万円以下	(C)	
	□ 1,000万円超　2,400万円以下		
	□ 2,400万円超　2,450万円以下		32万円
	□ 2,450万円超　2,500万円以下		16万円

区分Ⅰ　A（☆の△～C欄転記）

基礎控除の額　480,000 円

※ 区分Ⅰの金額が0円の方は、参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

（フリガナ）配偶者の氏名	ヤマカワ　アキコ　山川　明子
配偶者の個人番号	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7
生年月日	昭・平 54 年 10 月 5 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	
源泉控除対象配偶者	
障害者である配偶者	
老人控除対象配偶者	
配偶者特別控除	
生計を一にする事実	

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000 円	（裏面「4①」を参照）400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		（裏面「4②」を参照）円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）		* 400,000 円

判定	□ 48万円以下かつ年齢70歳以上（昭28.1.1以前生）《老人控除対象配偶者に該当》	(①)	配偶者控除
	☑ 48万円以下かつ年齢70歳未満	(②)	
	□ 48万円超95万円以下	(③)	配偶者特別控除
	□ 95万円超133万円以下	(④)	

区分Ⅱ　②（上の①～④を転記）

○ 控除額の計算

	①	②	③	④（上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」（＊印の金額））						
	100万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 135万円以下		
区分Ⅰ A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
区分Ⅰ B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
区分Ⅰ C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除						

配偶者控除の額　380,000 円
配偶者特別控除の額　円
※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆　あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックをけけ、その項目に応じて「公扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数入いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。）。
なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払を受けない方又は、この中告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	
□ あなた自身が特別障害者	（右の★欄のみを記載）
□ 同一生計配偶者[注]が特別障害者	（右の☆欄及び★欄を記載）
□ 扶養親族が特別障害者	（右の☆欄及び★欄を記載）
☑ 扶養親族が年齢23歳未満（平12.1.2以後生）	（右の☆欄のみを記載）

公扶養親族等	
（フリガナ）同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	ヤマカワ　ジロウ　山川　二郎
左記の者の個人番号	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8
左記の者の生年月日	平・昭・令 18 年 5 月 17 日
左記の者の合計所得金額（見積額）	子　0 円

★特別障害者	
特別障害者に該当する事実（裏面「3－2④」を参照）	
□ 扶養控除等申告書のとおり	

（注）「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。

（6,372,000円～20,000,000円）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円 6,600,000	円 8,500,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額
20,000,000円		18,050,000円

（2,728,000 円 × 10% － 97,500 円）

（令和４年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

課税給与所得金額（A）		税率（B）	控除額（C）	税額＝(A)×(B)－(C)
	1,950,000円以下	5%	—	(A)×５%
1,950,000円超	3,300,000円 〃	10%	97,500円	(A)×10%－97,500円
3,300,000円 〃	6,950,000円 〃	20%	427,500円	(A)×20%－427,500円
6,950,000円 〃	9,000,000円 〃	23%	636,000円	(A)×23%－636,000円
9,000,000円 〃	18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	(A)×33%－1,536,000円
18,000,000円 〃	18,050,000円 〃	40%	2,796,000円	(A)×40%－2,796,000円

（注）１　課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
２　課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

平成34年分　給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書　給与の支払者受付印

（この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。）

年末調整の際に、次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給与の支払者の名称（氏名）	○○○○株式会社
給与の支払者の法人（個人）番号	
給与の支払者の所在地（住所）	東京都千代田区神田錦町３－３
（フリガナ）あなたの氏名	ヤマカワタロウ　山川太郎
あなたの個人番号	
住民票上の氏名及びあなたとの続柄	山河太郎　本人
あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町23－7

新築又は購入に係る借入金等の計算

		Ⓐ住宅のみ	Ⓑ土地等のみ	Ⓒ住宅及び土地等
一特定増改築等一住宅借入金等特別控除額の計算	住宅借入金等の種類			
	新築又は購入に係る借入金等の年末残高 ①	円	円	12,650,000 円
	家屋又は土地等の取得対価の額 ②	（下の㉑）14,000,000 円	（下の㉒）17,000,000 円	31,000,000 円（下の㉑＋下の㉒＝㉓）
	家屋の総床面積又は土地等の敷面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合 ③	（下の㉑）㎡ 120.00 ÷ 100（下の㉑）㎡ 120.00	（下の㉒）㎡ 140.00 ÷ 100（下の㉒）㎡ 140.00	%（小数点以下切捨）100
	取得対価の額に係る借入金等の年末残高（①と②の少ない方） ④	円	円	12,650,000 円
	居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高（④×③） ⑤	円	円	12,650,000 円
	（特定増改築等）住宅借入金等を有する借入金等の年末残高（⑤＋⑥） ⑦	（最高 2,000 万円）12,650,000 円	年間所得の見積額 6,973,000 円	連帯債務による住宅借入金等の年末残高 円
	特定増改築等の費用の額（編外の（注２）参照） ⑧	（下の㉓）円		備考
	特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高（⑦と⑧の少ない方）（編外の（注２）参照） ⑨	（最高 200 万円）円		
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額（⑨×１％） ⑩	（100 円未満の端数切捨て）126,500 円		

増改築等に係る借入金等の計算

増改築等に係る借入金等の年末残高 ⑪	円	
増改築等の費用の額 ⑫	（下の㉔）円	
増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合 ⑬	（下の㉔）円 ÷ （下の㉓）円 ＝ %	
増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高（⑪と⑫の少ない方） ⑭	円	
居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高（⑭×⑬） ⑮	円	

（注１）㉑欄の記入に当たっては、㉑欄の㉑の割合と㉒欄の㉒の割合や㉑の割合と㉓欄の㉓の割合が、同じ場合は㉑欄の㉑の割合に応じた割合を書き、異なる場合は「キ４調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
（注２）特定増改築等で住宅借入金等特別控除を受けない方は、㉑欄及び㉒欄の記入の必要はありません。

◎ この中告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
◎ この中告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
◎ 下の証明書は、切り離さないでください。

○ この中告書及び証明書は、平成34年まで保存し、平成34年分の年末調整を受ける時までに給与の支払者に提出してください。

平成34年分　年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書

176-0006
東京都練馬区栄町23－7
山川　太郎　様

左記の方が、平成26年分の所得税について次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成27年10月16日
練馬東 税務署長　財務事務官○○○○　之税務署長印

（証明事項）

新築又は購入した家屋に係る事項		増改築等をした部分に係る事項	
居住開始年月日 ㉑	平成26年3月12日	居住開始年月日 ㉛	年 月 日
家屋又は土地等の取得対価の額 ㉒	円 14,000,000	増改築等の費用の額 ㉜	円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積 ㉓	㎡ 120.00	㉜のうち居住用部分の費用の額 ㉝	円
㉓又は㉔のうち居住用部分の床面積又は面積 ㉔	㎡ 120.00	特定増改築等の費用の額 ㉞	円
		（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額 ㉟	155,400 円

（平成26年中居住者用）

（参考）１　⑬欄は、保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄の「合計（控除額）」欄の金額を転記してください。
２　⑭欄は、保険料控除申告書の「小規模企業共済等掛金控除」欄の「合計（控除額）」欄の金額を転記してください。
３　「⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額」欄は、毎月の給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金の金額を記入してください。
４　「⑬のうち国民年金保険料等の金額」欄は、保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄のうち、国民年金保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金の金額を転記してください。
５　⑱欄は、「令和４年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」により求めた金額を記入してください。